

ウ 信頼関係が失われた場合等への対応

労働関係は労使間の長期的、継続的、安定的な関係を基礎とするものである。一方で、実際には解雇が無効とされた場合であっても、職場における信頼関係の喪失や経営上の問題から、将来にわたって継続的、安定的な労働関係が望めないような場合もある。そこで、このような、職場復帰が困難であって、かつ、これが使用者の責めに帰すべき事由によらない場合への対応も検討した。